

銚子市学校等におけるハラスメントの防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立小学校、市立中学校、市立高等学校及び市立幼稚園（以下「学校等」）におけるハラスメントの防止に関し必要な事項を定めることにより、健全な職場環境及び教育環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 学校等に勤務する全ての教員及び職員
- (2) 児童等 学校等の児童、生徒及び幼児並びにこれらの保護者
- (3) 職場 教職員がその職務を遂行する場所（出張先その他教職員が通常職務をする場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。）
- (4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等ハラスメントの総称
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場における教職員による他の者を不快にさせる性的な言動
- (6) パワー・ハラスメント 職場において、職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正なレベルを超えてなされる他の者の人格や尊厳を傷つけるような教職員の言動

(教職員の責務)

第3条 教職員は、ハラスメントが個人としての尊厳や名誉を不当に傷つけ、勤労意欲の低下や職場環境の悪化を招き、ひいては学校等の円滑な運営を阻害するものであることを自覚し、教職員がそれぞれの人権を尊重し、業務を遂行できるよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、学校等におけるハラスメントを防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 教職員がその能力を十分に発揮できるような良好な職場環境及び教育環境を実現すること。
- (2) 教職員の言動に留意し、ハラスメント又はこれを誘発する言動があった場合は、注意を喚起すること。
- (3) 学校等においてわいせつ図画等の掲示、配布等があった場合は、これを排除すること。
- (4) 教職員又は児童等から相談又は苦情があった場合には、直ちにこれに対応するとともに、必要に応じて教育部学校教育課と必要な連絡調整を行うこと。

(ハラスメント相談窓口の設置等)

第5条 ハラスメントに関する相談又は苦情に対応するため、ハラスメント相談苦情処理窓口（以下「相談等窓口」という。）を設置し、その相談担当職員は、教職員の中から所属長が指定する者とする。なお、相談等窓口は、教職員及び児童等に周知するものとする。

- 2 前項の規定により指定する者のほか、教育部学校教育課職員の中から、学校教育課長が指定する者を相談担当職員とする。
- 3 相談等窓口においては、ハラスメントの直接の被害者だけでなく、他の教職員又は児童等により相談又は苦情が寄せられた場合においても、これに対応するものとする。
- 4 相談又は苦情に対応した相談担当職員は、相談整理簿（別記様式）により、その内容を記録するものとする。
- 5 相談担当職員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか否か微妙な事案についても、相談又は苦情として受け付けるものとする。

（相談又は苦情の処理）

第6条 前条の規定により相談等窓口で相談又は苦情があった場合は、学校等において速やかに次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 管理職及び相談担当職員により事実関係の調査及び確認を行うこと。そして、対応措置を審議し、管理職は必要な指導助言を行うものとする。
- (2) 事案の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、第5条第2項の相談担当職員に、その処理を依頼すること。

（ハラスメント苦情処理委員会の設置）

第7条 ハラスメントに関する相談又は苦情に対し適切かつ効果的に対応するため必要に応じてハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、ハラスメントに関する相談又は苦情のうち前条第2号の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な指導助言を行うものとする。
- 3 委員会は、別表に掲げる委員5人をもって組織する。
- 4 委員会に委員長を置き、学校教育課長をもってこれに充てる。
- 5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 6 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

（プライバシーの保護等）

第8条 管理職及び相談担当職員並びに委員会の委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

（対応措置）

第9条 管理職及び相談担当職員又は委員会による事実関係の調査の結果、教職員にハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて当該教職員及びその監督職員に対し懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第7条第3項関係）

学校教育課長

学校教育課長が指名する教育部学校教育課職員 2人

事案の発生した学校等の校長又は園長

事案の発生した学校等の校長又は園長が推薦する当該学校等の教職員 1人

別記様式（第5条関係）

相 談 整 理 簿

相 談 日	年 月 日 時 分～ 時 分
相 談 者 氏 名	
相 談 方 法	訪問 電話 その他（ ）
相 談 場 所	
担 当 者 氏 名	
相 談 内 容	
対 応 状 況	
備 考	